

第5章 金融事情

I. 為替管理

I-1. ブラジルの通貨

ブラジルでは、かつてはインフレーションに伴うデノミネーションのため、きわめて頻繁に通貨の呼称を変更せざるを得なかった。しかし、現在では、1994年6月に「リアルプラン」の一環として導入された「リアル (real)」がその後継続して使用されている。

「リアル」は、現地では「ヘアウ」と発音される。表記上は「BRL」「R\$」などと略されることが一般的で、複数形は「reais」(ヘアイス)と記載される。また、リアル以下の単位は「センターボ (centavo)」と呼ばれ、1リアル=100センターボである。

図表 5-1 ブラジルの通貨単位の変遷

年代	単位	換算
1942年11月1日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1,000 レイス (réis)
1967年2月13日～	新クルゼイロ (cruzeiro novo、NCr\$)	1新クルゼイロ = 1,000 クルゼイロ
1970年5月15日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1新クルゼイロ
1986年2月28日～	クルザード (cruzado、Cz\$)	1クルザード = 1,000 クルゼイロ
1989年1月16日～	新クルザード (cruzado novo、NCz\$)	1新クルザード = 1,000 クルザード
1990年3月16日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1新クルザード
1993年8月1日～	クルゼイロ・リアル (cruzeiro real、CR\$)	1クルゼイロ・リアル = 1,000 クルゼイロ
1994年7月1日～	リアル (real、R\$)	1リアル = 2,750 クルゼイロ・リアル

(出所：中央銀行ウェブサイト <http://www.bcb.gov.br/?refsismon>)

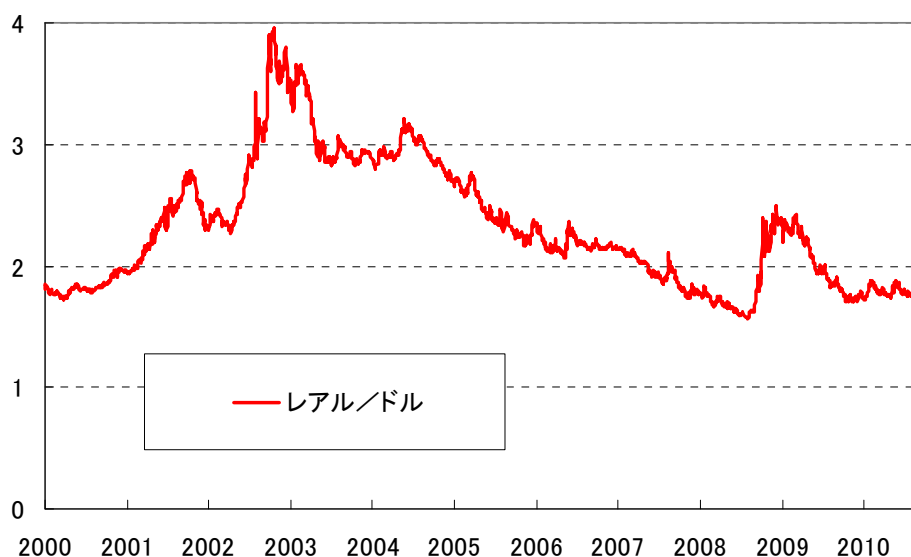
I-2. 為替相場

ブラジル・リアルの対ドル相場は、2002年から急落し、1ドル=4リアル近辺に至った。これは、左翼政党であるPTから選出されたルーラ氏が大統領に就任することが決まり、彼

の経済政策に対する市場の不信感が蔓延したためとされる。しかし、ルーラ大統領が市場の予想に反して穏当なマクロ経済運営を行ったため、レアルは順調に増価し、2008年には1ドル1.5レアル近辺にまで至った。2008年後半のリーマンショックにより、新興国から一時的に資金が退避したためレアルも一旦下落したが、2009年には急速にレアル高が進み、2010年以降も1.6レアル台～1.7レアル台近辺を推移している。

ブラジル政府や通貨当局は、レアル高がブラジルの競争力を阻害していると考えており、2010年9月にマンテガ財務相（当時）が「通貨競争」として各国の通貨安誘導政策を批判して話題となった。

図表 5-2 為替相場の推移



（出所：ブラジル中央銀行）

I-3. 為替管理制度

現在、ブラジルは完全変動相場制を採用している。政策的な特定の目標レートは定められていない（ただし通貨当局による為替介入が行われることはある）。

また、基本的には海外との資金のやりとりは自由である。もっとも、すべての対外的な資金取引はすべて中央銀行の監督下に置かれる。

I-4. 貿易管理制度

1980年代以前のブラジル政府は輸入代替工業化を目指し、貿易政策も管理的な正確が強かった。しかし、1990年代以降は貿易自由化による競争力強化が図られることとなった。現在も、自由貿易が基本的な政策スタンスとなっている。

輸出入を行う事業者は、事前に担当官庁（財務省連邦収税局）に登録することとなる。

この登録は RADAR（ラダール）と呼ばれ、審査に時間は掛かるが登録自体は容易である。ラダールを取得することにより、外国貿易総合システム（SISCOMEX）を利用することができるようになる。輸出入に関する貿易管理の事務は SISCOMEX を通じて行われることとなり、これを通じて通関に関する書類等処理すれば、輸出入許可（ライセンス）の必要なく、あるいは自動的にライセンスが承認される形で、ほとんどの種類の貿易財を輸出入することができる。

ただし一部の輸入品については、事前にライセンスの申請をして承認を受ける必要がある。これらのうち、日本企業の関連が多いと考えられる物品等について下表に示す。

図表 5-3 ブラジルにおける輸入ライセンス申請の例

中古財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の対象となる製品は、中古の機械、設備、機器、計器、部品、付属品、工場一式、ライン一式など。 ・ 所定の国産類似品審査を経たうえで、開発商工省の担当部局に必要書類一式、カタログ等を送付して申請する。 ・ 2010年1月現在、中古・再生タイヤ・チューブの輸入にはライセンスが下りない。 ・ 中古自動車は、国産類似品審査のうち国産無存在証明書を取得したものだけがライセンス付与の対象となる。
マナウス・フリーゾーンにおける輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・ SISCOMEX のシステム上で、輸出社名、製品名、製品のモデルやタイプ、取引・決済条件、税務特典の有無等を所定フォームに入力することで申請する。 ・ 製品名の入力に当たっては、メルコスール共通分類表（NCM）と呼ばれるマニュアルに準拠する必要がある。

（出所：JETRO ウェブサイト「ブラジルの貿易管理制度」）

このほか、少数ではあるが、品目によってはライセンス以外の輸出入規制も存在する。たとえば輸出では特定の動植物や鉱物由来の製品・食品、武器弾薬などが規制品目となっている。輸入においては、農林水産物等の安全規制や、特定の医療用医薬品等の衛生上の規制などに留意が必要だ。さらには、国際関係上の輸出仕向地規制等も存在する。

II. 資金調達と銀行取引

ブラジルへ投資を行う企業がとりうる資金調達の方法には、次のようなものが考えられる。

- ①資本金の送金、②金融機関からの融資、③親子間の融資、④売掛債権の売却、⑤リース、⑥IPO、社債発行、⑦輸出前貸

このうち、資本金の送金に関しては、会社設立時に 2,000 米ドル以上の資本が必要となる。この点については、設立手続きについて述べる際に再び触れる。また、増資に関する

規制も特にないが、送金に当たっては中央銀行への申告が別途必要になる。

その他、多様な資金調達の方法については、それぞれに特長や留意点がある。ブラジルでの事業開始後、必要に応じて取引金融機関等と十分に協議することが望ましい。

いずれの手段にしても、資金調達の面で外国企業への差別的な制度は存在しない。日本からの進出企業であっても、他国からの進出企業や現地資本の企業と同等に扱われる。

なお、一般にブラジルにおける短期資金の融通システムが先進国と同等に整備されていることと対照的に、2年を超えるような長期資金については市場が成熟していない。ハイパーインフレ時代の記憶から、金融機関が長期の与信を嫌う傾向にあるとともに、ブラジル国民の貯蓄志向が弱いことが背景にある。そのため、長期資金の調達が比較的困難であるため注意が必要である。

II-1. ブラジル国内の金融機関

ブラジルの金融機関には、民間銀行（商業銀行、投資銀行、総合銀行）、政府系の銀行・貯蓄金庫、民間の不動産金融会社、消費者ローン会社のほか、リース会社や保険会社等がある。このうち、ブラジルの銀行の総資産額によるランキングを以下に示す。このうちブラジル銀行、連邦貯蓄金庫は政府が株式を保有している。国立経済社会開発銀行も政府系機関である。またサンタンデール銀行や HSBC は外資系の銀行である。

図表 5-4 ブラジルにおける銀行のランキング（総資産額による、2010年11月時点）

銀行名	総資産額（千ドル）	銀行のタイプ
ブラジル銀行（BB）	392,846,786	連邦政府による所有
イタウ・ユニバンコ（ITAU）	364,516,778	民間国内資本
ブラデスコ銀行（BRADESCO）	288,396,607	民間国内資本
国立経済社会開発銀行（BNDES）	285,268,914	連邦政府による所有
連邦貯蓄金庫（CEF）	215,771,431	連邦政府による所有
サンタンデール銀行（SANTANDER）	208,859,001	民間海外資本
香港上海銀行（HSBC）	78,488,661	民間海外資本
ヴォトランチン銀行（VOTORANTIM）	61,883,615	民間国内資本
サフラ銀行（SAFRA）	37,787,039	民間国内資本
シティバンク（CITIBANK）	33,125,433	民間海外資本

（出所：ブラジル中央銀行）

また、ブラジルへはわが国の三大メガバンクが進出しており、このうちブラジル三井住友銀行、ブラジル三菱東京 UFJ 銀行の両行がそれぞれ現地法人として営業している。

図表 5-5 ブラジルに進出している日本の金融機関

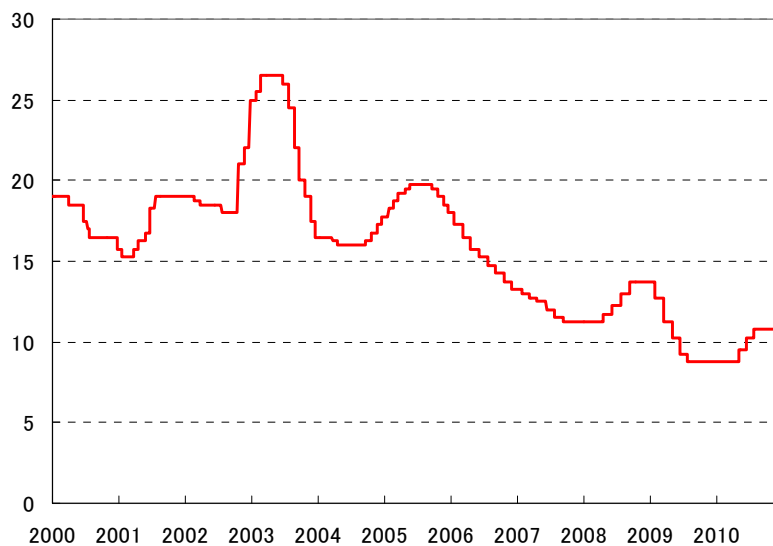
銀行名	株主
ブラジル三井住友銀行 Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro (BSMB)	三井住友銀行 100%
ブラジル三菱東京 UFJ 銀行 Banco de Tokyo-Mitsubishi UFJ Brasil	三菱東京 UFJ 銀行 97.58%
みずほコーポレート銀行ニューヨーク支店サンパウロ出張所 Mizuho Corporate Bank São Paulo Representative Office	-

(出所：各社ウェブサイト)

II-2. ブラジルにおける資金調達

金融機関からの融資として、一般的に考えられるのはレアル建てでの借り入れである。これは為替リスクの問題はないものの、高金利である点に留意が必要である。ブラジルの政策金利である SELIC (Sistema Especial de Liquidação e Custódia) レートは、2009 年に史上最低利率である 8.75% に設定されたものの、その後はインフレ回避のために徐々に引き上げられている。物価の上昇率を差し引いた実質ベースで考えても、政策金利は高水準であるといえる。この結果、最終的に借り手が金融機関から調達する際にはかなりの高コストとなるのが一般的である。

図表 5-6 ブラジルの政策金利 (SELIC レート) の推移



(出所：ブラジル中央銀行)

次に考えられるのは、海外からの外貨建て融資である。法制度上、海外からの資金調達には特に制限はなく、また昨今の世界市場における低金利傾向によりコスト面では有利に調達できる可能性は高いものの、為替リスクは避けられない。先述のとおり、ブラジルでは為替予約が存在しないため、為替リスクをヘッジするためには他の金融商品を併用しなければならない。

長期資金を調達することが困難なブラジルにあって、有力な長期資金の出し手といえる存在が国立経済社会開発銀行（Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social、BNDES）である。同行は中小規模の企業による短期・長期の資金ニーズに応えるための商品を設定しており、比較的低利で資金を調達することができる。同行が企業と直接取引する場合のほか、同行が認可する市中の金融機関を通じて融資を行う場合もある。

銀行融資以外の短期および長期の資金調達方法として、親会社からの借り入れ（親子ローン）も一般的に用いられている。低利で融資を受けられる可能性があるものの、親子間の利益の付け替えであると税務当局にみなされる場合は移転価格税制への対応が必要となる。また、外貨建てでの融資の場合は、当然ながら為替変動のリスクにも直面する。

III. 送金手続き

ブラジル国外との資金のやりとりは、すべて中央銀行に登録する必要がある。具体的には、電算化されたシステム上に登録されるよう、所定のルールに従って資金を動かさなければならない。これを回避する取引は罰則の対象となる。海外との相殺取引にも留意しなければならない。

海外への送金のうち、配当金の送金については特に制限がない。上記のとおり、中央銀行に登録されるルートを通せば、総額に対する規制はなく（株式会社の配当制限は除く）、また現行では非課税である。

貸金から得られる金利の送金も特に制限はない。ただし関連会社間での貸借契約の際に移転価格に留意すべきであることは先述のとおりである。

ロイヤリティや手数料の送金に関しては、中央銀行への登録のみならず、ブラジル工業所有権院からの事前の許可を得る必要がある。金額にも制限があり、品目ごとに生産物の価格（または商品の売り上げ）の一定割合までしか認められない。また課税対象でもある。

投資資金の引き上げについても特に制限はないが（企業の減資に関する規制を除く）、株式等の売却益が発生する場合は課税の対象となる。